

b. 要保護者本人から過去暴力団員であった旨の申し立てがあり、警察への情報提供依頼の結果、保護の申請時においては暴力団員該当性が無いと確認された者

(ウ) 上記①に該当する者については、保護開始時ないし暴力団からの離脱確認時のいずれか遅い時点から起算して最低5年間は、毎年1回以上、暴力団員該当性について警察への情報提供依頼を行い、暴力団へ復帰していることが無いか確認すること。

(エ) なお、上記①に該当する者について、5年を超えて引き続き「暴力団員であることが疑われる者」（上記(ア)の②に該当する）として警察官署に照会するか否かは、福祉事務所が個々の対象者の生活状況に即して判断するものとする。

イ 課税調査の徹底について

課税調査については、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、その徹底について通知しているところである。

しかしながら、監査等の結果、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことや、前年中に保護を受給しながら、廃止や転出等によって、課税調査実施時点において保護を受給していない者を調査対象としていないことが一部の実施機関において未だに認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等と思料される事例が認められた。さらに、突合後不一致となったケースの調査について進行管理がなされていないことから、法第78条等の決定が翌年度となっている事例も認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、前年中に保護を受給した者全てを調査対象とするとともに、管外に住民登録がある被保護者については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第29条に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう、引き続き管内実施機関に対し指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないと判断したケースも含め査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理等の徹底の指導を更にお願ひする。

なお、課税調査の実施について「保護のしおり」に記載するなどして周知し、適正な収入申告を促すことについても助言をお願ひする。

ウ 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査等の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無の確認が十分でない事例が散見された。

については、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を確認すること、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があると判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底すること、③任意加入により年金受給権が得られる場合は、任意加入手続き、年金受給権を得られる可能性がない場合は、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援を行うことについて、管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願ひたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについて指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用を徹底すべきことについて指導を徹底願ひたい。

エ 代理納付について

監査等の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、滞納の発生状況が把握されていないことや、現に滞納が発生しているにもかかわらず代理

納付が実施されていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃、学校給食費について、現に滞納が発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が得られないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反するものである。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」（平成19年10月5日社援保発第1005002号・社援指発第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査室長連名通知）を踏まえ、代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が、適宜当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について現に滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

オ 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び

点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

カ その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

(ア) 訪問調査活動について

監査等の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、長期にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を実地に把握し援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

については、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第12の1に基づき、訪問計画に基づいて適切に実施されるよう管内の実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月に未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

キ 扶養義務の取扱について

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等について要保護者その他により聴取する等の方法により扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的扶養能力調査対象者について、実地に調査されていない事例、③管外に居住する重点的

扶養能力調査対象者について、文書により照会はしているが期限までに回答がないのにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第5について全く理解せず、重点的扶養能力調査対象者の的確な把握もなされていないところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知第5に基づき、別冊問答集第1編第5を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第5の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年1回程度行うこととされていることに留意すること。

ク 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度（リバースモーゲージ）の活用について

監査等の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるのにもかかわらず、活用に向けての手続きが進捗していない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるのにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

ケ 実施体制の整備等について

(ア) 実施体制の整備について

監査等の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に追われる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に、上記重点的指示事項のとおり、稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せず適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

については、都道府県等本庁においては、社会福祉法第16条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について

指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に応じ一層の具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

(イ) 組織的運営管理について

監査等の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が実施機関の生活保護業務の実施方針及び事業計画に十分に反映されず具体的な改善方策が策定されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われず、さらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないことなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもそもの問題があることが認められたところである。

なお、実施方針及び事業計画については、策定されている実施方針が不適切な内容となっているのみならず、事業計画についても、単なる年間業務予定表であり、実施方針に掲げた重点事項を確実に実施するための具体的な取組内容と実施時期、職種や職階ごとの役割を明記されていないものも認められた。

については、都道府県等本庁においては、このような実態を踏まえ、年度当初において、管内実施機関の実施方針及び事業計画が、実施方針策定通知等を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一

斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

2 平成24年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内実施機関に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているので、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査等において、指定医療機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、保険医療機関の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、国民健康保険担当等の都道府県・指定都市・中核市の各関係部門、並びに各地方厚生局（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州）など関係機関間における指定医療機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、中核市において、指定医療機関に対する指導が適切に実施されていない事例が散見されることから、各中核市においては、医療扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

平成23年度より導入された電子レセプトにより、管内の指定医療機関からの請求状況を集計・分析し生活保護受給者に関する請求件数の割合が極めて多い等、他に比べて突出しているケースについて、嘱託医等の協力を得ながら重点的にレセプトの個別内容審査を行い、請求内容に疑義がある指定医療機関に対して個別指導を実施されたい。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	1 医療扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、障害者自立支援法第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。 2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。 (2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。 (3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。 (4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 (5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。 (6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。 特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。

3 平成24年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内実施機関に対する指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しており、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査等において、指定介護機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、指定介護保険事業者の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、介護保険担当部局と連携を図り、生活保護制度についての周知や不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、指定介護機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、指定介護機関に対する指導が適切に実施されていない自治体が散見されることから、介護扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保	1 介護扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いは十分理解されているか。 (2) 報酬請求は適切に行われているか。 また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。 (3) 障害者自立支援法などの他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、障害者自立支援法などの他法が介護扶助に優先して活用されているか。 2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。 (2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。 (3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。 (4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。 (5) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。 (7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。 特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理し把握されているか。

4 平成24年度における保護施設に対する指導監査について

保護施設の健全で安定した運営と入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の指導監査の果たす役割が極めて重要である。

については、平成24年度における指導監査の実施に当たっては、今年度、施設において、入所者への虐待や入所者からの預り金を着服する事案があったことも踏まえ、特に以下の点に留意の上実施されたい。

なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）によって、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）第39条が改正され、保護施設の設備及び運営については、平成24年度から都道府県等が条例で基準を定めることとされたことを踏まえ、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）において定める「生活保護法保護施設指導監査要綱」についても、所要の見直しを行うこととしている。

（1）入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施

保護施設入所者に対する適切な処遇が行われるため、基準が確保されていることはもとより、

- ア 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているか
- イ 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか
- ウ 実施機関や家族との連携が図られているか
- エ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているか
- オ 入所者への虐待の防止について適切に対応が行われているか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導すること。

（2）施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不正事案防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

(3) 事件・事故に係る報告の徹底

施設において職員による入所者への虐待が確認された場合や職員による不正が確認された場合などの事件・事故については、速やかにこれを都道府県等に報告するよう、管内施設に対して指導すること。

また、報告を受けた都道府県等は、当該事案の概要、対応方針等について速やかに国へ報告することとし、報告に際しては、その時点で判明している事実関係や今後の見込み等について速報されるとともに、詳細な内容が判明次第、逐次具体的な報告を行うこと。